



# 仙台市要医療的ケア障害者等短期入所事業のご案内



介護者が休息したい時や、病気や冠婚葬祭等で介護ができなくなった時などに、医療的ケアが必要な障害者等が一時的に施設で宿泊する事業です。

## ◆対象者

仙台市内在住で、障害者自立支援法の自立支援給付における短期入所事業を支給決定されている方のうち、医療的ケアが必要な障害者等。

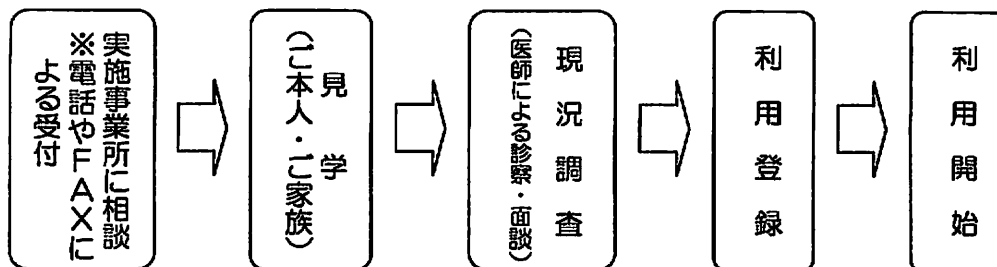
## ◆医療的ケアとは・・・

一般に、治療目的の医療行為とは区別して、経管栄養、吸引などの、日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、「医療的ケア」といいます。

この事業の中では、以下の項目にあたる行為を、医療的ケアと呼びます。

要医療的ケア障害者等短期入所事業の対象となる医療的ケア	
①点滴の管理	⑤経管栄養（胃ろうや腸ろう）
②導尿、摘便	⑥気管カニューレの管理
③酸素療法	⑦呼吸管理（人工呼吸器の管理等）
④吸引、吸入	⑧中心静脈栄養

## ◆利用の流れ



## ◆利用料

障害者自立支援法の自立支援給付による利用者負担が発生します。また、食費や日用品等の実費をご負担いただきます。

## ◆利用できる短期入所事業所

実施法人名	実施事業所名	実施場所	連絡先
社会福祉法人 ありのまま舎	太白ありのまま舎	太白区茂庭台 2-15-30	電話：281-1200 FAX：281-1555

